

利益相反の定義について

平成 19 年 6 月 6 日
厚生科学課

各種文献等における利益相反の定義としては、以下のようなものがある。

1. 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキング・グループ「利益相反ワーキング・グループ 報告書」(平成 14 年 11 月)

真理の探求を目的とし、人類共有の財産とするための研究成果の公表を原則とする大学と、利益追求を目的とし、営業上の秘密を競争の源泉の一つとする企業とは、もとよりその基本的な性格や役割を異にしている。……このような両者の性格の相違から、教職員が企業等との関係で有する利益や責務が、大学における責任と衝突する状況も生じうる。このような状況がいわゆる「利益相反 (conflict of interest)」といわれるものである。

2. 臨床研究の倫理と利益相反に関する検討班「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」(平成 18 年 3 月)

教育・研究という学術機関としての責任と、産学連携活動に伴い生じる個人が得る利益とが衝突・相反する状態が必然的・不可避免的に発生する。こうした状態が「利益相反」と呼ばれるものであり、……(以下略)

3. 全米大学協会 (AAU : Association of American Universities)
「AAU Report on Individual and Institutional Conflict of Interest」(平成 13 年)

(個人レベルの利益相反：抄訳)

研究を実施し、成果を公表する活動において、金銭的な要因で研究者の職業上の判断力が損なわれる、又は損なわれたように見える状況を指す。

(組織レベルの利益相反：抄訳)

大学、その上級役員や理事、学科、学部その他の組織、又は提携機関や団体が、大学の研究プロジェクトに金銭的な利害関係を有する企業と外的関係又は金銭的な利害関係を有する場合に、大学レベルの金銭的利益相反が起こる可能性がある。